

# 岸本町・溝口町合併協議会

## 第5回会議別添資料 (協議項目調整表)

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業(事務関係)		責任者	伊澤靖成
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	道路占用料 町道敷内の占用物件にたいして占用料を徴収する。		道路占用料 町道敷内の占用物件にたいして占用料を徴収する。		両町の占用料単価はすべて同じ。徴収時期(年度末)は同じ。 課題・問題点なし。			現行のまま新町に引き継ぐ。	
2	屋外広告物手数料 許可申請書が基準を満たしている場合、許可を行い、手数料を徴収する。		屋外広告物手数料 許可申請書が基準を満たしている場合、許可を行い、手数料を徴収する。		両町ともにそれぞれの手数料条例により手数料を徴収している。手数料単価は同じ。 課題・問題点なし			現行のまま新町に引き継ぐ。	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事会専決案件	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	負担金の取扱い	責任者	本庄直哉	
合併協議項目			各種事務事業の取扱い	25-4 負担金の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>県町村会負担金                      県町村会の運営費用を負担金として支出する。                      負担割合 平等割20% 人口割80%                      負担金額 181,900円</p>	<p>県町村会負担金                      県町村会の運営費用を負担金として支出する。                      負担割合 平等割20% 人口割80%                      負担金額 151,000円</p>		<p>1. 事務処理上の問題点はない。                      2. 合併により県下町村が再編成されるので負担金の額を                      県町村会で調整する必要がある。</p>			<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>	
2	<p>西部町村会負担金                      西部村会の運営費用を負担金として支出する。                      負担割合 均等割25% 世帯割75%                      負担金額 2,910,800円</p>	<p>西部町村会負担金                      西部村会の運営費用を負担金として支出する。                      負担割合 均等割25% 世帯割75%                      負担金額 2,464,000円</p>		<p>1. 事務処理上の問題点はない。                      2. 西部町村が合併により再編成されるので負担金の額を                      西部町村会で調整する必要がある。</p>			<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>	
3	<p>政経懇話会負担金（新日本海新聞社）                      国内外の政治経済情勢の情報交換・講演会等                      の参加負担金。                      年会費 52,500円</p>	<p>政経懇話会負担金（新日本海新聞社）                      国内外の政治経済情勢の情報交換・講演会等                      の参加負担金。                      年会費 52,500円</p>		<p>両町で支出科目が相違している。</p>			<p>合併時に一元化で調整する。                      支出科目は負担金とする。</p>	
4	<p>政経クラブ負担金（山陰中央新報）                      国内外の政治経済情勢の情報交換・講演会等                      の参加負担金。                      年会費 60,000円</p>	<p>政経クラブ負担金（山陰中央新報）                      国内外の政治経済情勢の情報交換・講演会等                      の参加負担金。                      年会費 60,000円</p>		<p>両町で支出科目が相違している。</p>			<p>合併時に一元化で調整する。                      支出科目は負担金とする。</p>	
5	<p>西部町村情報公開・個人情報保護審査会運営                      費負担金                      目的：西部町村情報公開・個人情報保護                      審査会の共同設置（西部町村）負担金                      負担金額 20,000円                      （負担割合1/12）</p>	<p>西部町村情報公開・個人情報保護審査会運営                      費負担金                      目的：西部町村情報公開・個人情報保護                      審査会の共同設置（西部町村）負担金                      負担金額 20,000円                      （負担割合1/12）</p>		<p>西部町村が合併により、再編成されることになるので、西                      部町村負担金審議会で合併後の負担金の金額を調整する必                      要がある。</p>			<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決案件

専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原久義	ワーキンググループ名	地籍調査事業		責任者	可児弘俊
合併協定項目	25 各種事務事業の取り扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 4 負担金の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
1	国土調査推進協議会国・県負担金  地籍調査事業に関する国・県推進協議会の運営費について、負担するもの。  国分 均等割 20千円 + 事業費割 ( × 0.0020 ) 県分 均等割 20千円 + 事業費割 ( × 0.0014 )  負担金金額 (平成14年度決算額) 76,000円	国土調査推進協議会国・県負担金  地籍調査事業に関する国・県推進協議会の運営費について、負担するもの。  国分 均等割 20千円 + 事業費割 ( × 0.0020 ) 県分 均等割 20千円 + 事業費割 ( × 0.0014 )  負担金金額 (平成14年度決算額) 92,000円	特になし。			現行どおりとする。			

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決案件  
責任者 小村 敏栄

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-25窓口業務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
1	国民健康保険の加入、脱退、変更届の受付及び受診証の交付に関する事 窓口係で国民健康保険加入・脱退・変更届の受付および国民健康保険証の交付を行っている。事業は住民環境課国保担当がおこなっている。	国民健康保険の加入、脱退、変更届の受付及び受診証の交付に関する事 窓口係で国民健康保険加入・脱退・変更届の受付および国民健康保険証の交付を行っている。事業は福祉保健課国保担当がおこなっている。	同一。			現行どおりとする。	
2	庁舎案内及び連絡に関する事 総務課管轄の総合案内窓口と担当者を入り口付近において対応している。案内係で対応しきれない部分は、各課へ案内して対応している。	庁舎案内及び連絡に関する事 住民課所管の総合案内窓口係を設置し、課長補佐級を配置している。可能な限り、総合案内係が対応し、対応しきれない部分は、担当者が窓口まできて対応している。	同一。			現行どおりとする。	
3	人口・世帯数の推移 人口・世帯数の年度別統計を作成し、各種行政資料等に役立てる。	人口・世帯数の推移 人口・世帯数の年度別統計を作成し、各種行政資料等に役立てる。	同一。			現行どおりとする。	
4	人口動態の推移 出生、死亡、婚姻、離婚、死産各年度別統計をまとめ、行政資料等に活用する。	人口動態の推移 出生、死亡、婚姻、離婚、死産各年度別統計をまとめ、行政資料等に活用する。	同一。			現行どおりとする。	
5	流入流出人口 県内各市町村において、県外に転出あるいは県外から転入した者について、異動理由等を調査し、行政資料等に活用する。	流入流出人口 県内各市町村において、県外に転出あるいは県外から転入した者について、異動理由等を調査し、行政資料等に活用するため	同一。			現行どおりとする。	
6	お悔やみ情報の新聞社への取次ぎ事務 死亡届出を受理した際、新聞への掲載と防災無線放送が必要かどうか確認。必要であれば死亡者の氏名、住所、年齢、死亡日の4項目について、新聞社からの問い合わせ電話に回答する形で掲載を依頼する。防災無線放送については、葬儀の情報を町内全戸に放送する。	お悔やみ情報の新聞社への取次ぎ事務 死亡届出を受理した際、新聞への掲載と有線放送が必要かどうか確認。必要であれば死亡者の氏名、住所、年齢、死亡日の4項目について、新聞社からの問い合わせ電話に回答する形で掲載を依頼する。ケーブルテレビの文字放送で葬儀の情報を流す。	対応が異なるため、調整が必要。			当面、現行どおりとし、合併後、早い時期に一元化を図る。	
7	埋火葬、改葬の許可 死亡届を受理した際、火葬場へ電話による火葬時間確認の上、埋火葬許可証を発行、交付する。	埋火葬、改葬の許可 死亡届を受理した際、火葬場へ電話による火葬時間確認の上、埋火葬許可証を発行、交付する。	同一。			現行どおりとする。	
8	死産届出に関する事務 死産届出を受理し、火葬場へ使用時間確認の上、埋火葬許可証を発行、交付する（埋葬の場合は埋葬許可証発行のみ）受理した死産届は、人口動態報告の際、報告票に添付して保健所へ提出する。	死産届出に関する事務 死産届出を受理し、火葬場へ使用時間確認の上、埋火葬許可証を発行、交付する（埋葬の場合は埋葬許可証発行のみ）受理した死産届は、人口動態報告の際、報告票に添付して保健所へ提出する。	同一。			現行どおりとする。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-25窓口業務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
9	人口動態調査 出生、死亡、婚姻、離婚、死産の調査票を作成し、統計資料として、行政施策等に活用する。 出生、死亡、婚姻、離婚、死産の5種の届出を受理したのち、調査票を作成。毎月1度、保健所へ送付する。	人口動態調査 出生、死亡、婚姻、離婚、死産の調査票を作成し、統計資料として、行政施策等に活用する。 出生、死亡、婚姻、離婚、死産の5種の届出を受理したのち、調査票を作成。毎月1度、保健所へ送付する。	同一。			現行どおりとする。	
10	住民基本台帳に関する事務（戸籍に関する届に基づくもの） 戸籍届出による氏名、本籍等の変更について、正確に住民基本台帳へ反映させ、戸籍簿と住民基本台帳との整合性を高める。 受理した届出書、別市町村から送付の住民基本台帳法9条2項通知に基づき、変更点を職権により住民基本台帳に記載、修正、消除する。	住民基本台帳に関する事務（戸籍に関する届に基づくもの） 戸籍届出による氏名、本籍等の変更について、正確に住民基本台帳へ反映させ、戸籍簿と住民基本台帳との整合性を高める。 受理した届出書、別市町村から送付の住民基本台帳法9条2項通知に基づき、変更点を職権により住民基本台帳に記載、修正、消除する。	同一。			現行どおりとする。	
11	「桜の苑」の使用許可及び使用料の徴収に関する事務。 住民の火葬場使用が、支障なく執り行われるため。 埋火葬許可証交付時に、合わせて手数料を徴収し、領収書を発行する。受領した使用料は、別途金融機関を通して西部広域行政管理組合へ納入する。	「桜の苑」の使用許可及び使用料の徴収に関する事務。 住民の火葬場使用が、支障なく執り行われるため。 埋火葬許可証交付時に、合わせて手数料を徴収し、領収書を発行する。受領した使用料は、別途金融機関を通して西部広域行政管理組合へ納入する。	同一。			現行どおりとする。	
12	住民基本台帳に係る統計に関する事務 毎月の異動の統計をまとめることで、統計資料として役立てるとともに、住民基本台帳の整合性を高める。 出生、死亡、県内転出入、県外転出入、職権記載・消除者数をとりまとめ、毎月1回県に報告する。	住民基本台帳に係る統計に関する事務 毎月の異動の統計をまとめることで、統計資料として役立てるとともに、住民基本台帳の整合性を高める。 出生、死亡、県内転出入、県外転出入、職権記載・消除者数をとりまとめ、毎月1回県に報告する。	同一。			現行どおりとする。	
13	成年後見人・準禁治産者名簿に関する事務 本籍人について、裁判所からの成年後見開始通知等を受領、名簿を管理する。 本籍人について、裁判所からの成年後見開始通知等を受領し、台帳に記録する。	成年後見人・準禁治産者名簿に関する事務 本籍人について、裁判所からの成年後見開始通知等を受領、名簿を管理する。 本籍人について、裁判所からの成年後見開始通知等を受領し、台帳に記録する。	同一。			現行どおりとする。	
14	犯歴事務 犯歴台帳の適正な管理。 本籍人について、裁判所からの通知を受領し、犯歴台帳に記載する。	犯歴事務 犯歴台帳の適正な管理。 本籍人について、裁判所からの通知を受領し、犯歴台帳に記載する。	同一。			現行どおりとする。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-25窓口業務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
15	相続税法第58条に関する事務 死亡者の資産及び相続権者について、税務署への正確な報告をおこなうため。 月に一度、死亡者についての資産状況と、相続権者の報告を税務署に対しておこなう。	相続税法第58条に関する事務 死亡者の資産及び相続権者について、税務署への正確な報告をおこなうため。 月に一度、死亡者についての資産状況と、相続権者の報告を税務署に対しておこなう。	同一。			現行どおりとする。	
16	外国人登録事務 本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。 本邦に在留する外国人は上陸の日から90日以内に外国人の登録申請を行う。申請を受理した町長は外国人登録原票を作製し保存する。本邦に居住する外国人が他の市町村から移転してきたときは登録原票を前市町村に請求し管理をする。他市町村から原票請求が来た場合、原票を送付し、職権で登録を消除する。	外国人登録事務 本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。 本邦に在留する外国人は上陸の日から90日以内に外国人の登録申請を行う。申請を受理した町長は外国人登録原票を作製し保存する。本邦に居住する外国人が他の市町村から移転してきたときは登録原票を前市町村に請求し管理をする。他市町村から原票請求が来た場合、原票を送付し、職権で登録を消除する。	同一。			現行どおりとする。	
17	身上照会処理事務 管内に本籍がある者について、公的機関の公務に必要な情報を提供する。 管内に本籍がある者について、公的機関からの照会文書を受領、氏名、本籍、住所等、公務に必要な情報を照会回答書として作成、発送する。	身上照会処理事務 管内に本籍がある者について、公的機関の公務に必要な情報を提供する。 管内に本籍がある者について、公的機関からの照会文書を受領、氏名、本籍、住所等、公務に必要な情報を照会回答書として作成、発送する。	同一。			現行どおりとする。	
18	公用に関する諸証明発行業務 公的機関の公務に必要な書類を作成し、無料で提供する。 公的機関の公務に必要な情報について、依頼書を受領。依頼に基づいて戸籍、住民票等必要証明書を作成、公用につき無料で提供する。	公用に関する諸証明発行業務 公的機関の公務に必要な書類を作成し、無料で提供する。 公的機関の公務に必要な情報について、依頼書を受領。依頼に基づいて戸籍、住民票等必要証明書を作成、公用につき無料で提供する。	同一。			現行どおりとする。	
19	職権消除の告示 住民票はあるが、実際には居住していない者について、実態に合わせるため、職権で住民票を消除する。 実態調査、住民の申し出等に基づいて消除する旨の公示をおこなう。一定期間経過後、職権により住民票を消除し、附票について修正あるいは関係市町村へ通知をおこなう。	職権消除の告示 住民票はあるが、実際には居住していない者について、実態に合わせるため、職権で住民票を消除する。 実態調査、住民の申し出等に基づいて消除する旨の公示をおこなう。一定期間経過後、職権により住民票を消除し、附票について修正あるいは関係市町村へ通知をおこなう。	同一。			現行どおりとする。	
20	破産名簿に関する事務 破産名簿の適正な記録と管理。 裁判所から送付される破産宣告通知に基づき、記録簿を作成・管理する。	破産名簿に関する事務 破産名簿の適正な記録と管理。 裁判所から送付される破産宣告通知に基づき、記録簿を作成・管理する。	同一。			現行どおりとする。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25-25窓口業務	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
21	自動車臨時運行許可事務 ナンバープレートの無い自動車を、車検等の目的で運行するためのナンバープレートを貸与する。 申請を受理後、許可証を作成するとともにプレートと貸与する。1回2枚一組のプレート貸与で手数料は750円。貸出し期間は最大5日間。	自動車臨時運行許可事務 ナンバープレートの無い自動車を、車検等の目的で運行するためのナンバープレートを貸与する。 申請を受理後、許可証を作成するとともにプレートと貸与する。1回2枚一組のプレート貸与で手数料は750円。貸出し期間は最大5日間。	同一。			現行どおりとする。	
22	戸籍に関する事務（謄・抄本の受付、作成） 住民が必要とする戸籍関係書類を、支障無く交付するため。 住民が記載した申請書を審査、受付し、必要な戸籍関係書類を交付する。その際、定められた手数料を徴収する。	戸籍に関する事務（謄・抄本の受付、作成） 住民が必要とする戸籍関係書類を、支障無く交付するため。 住民が記載した申請書を審査、受付し、必要な戸籍関係書類を交付する。その際、定められた手数料を徴収する。	同一。			現行どおりとする。	
23	諸証明に関する事務 住民が必要とする諸証明について、支障無く発行、交付する。 住民の申請に基づき、各種証明書を発行、交付する。 ……交付する証明書（電算化により交付するもの） ・住民票謄抄本(300円) ・住民票記載事項証明書(300円) ・戸籍の附票(300円) ・戸籍謄抄本(450円) ・除籍謄抄本(750円) ・原戸籍謄抄本(750円) ・受理証明書(350円) ・身分証明書(300円) …… 電算化によらず、手作業で交付する証明書 ・登録済証明書（外国人）(300円) ・臨時運行許可証(750円) ・死亡診断書写し(350円) ・住民票記載事項証明書（住民が記載をした内容を証明する場合）(300円) ・受理証明書（法務省令で定める上質紙を用いる場合）(1,400円)	諸証明に関する事務 住民が必要とする諸証明について、支障無く発行、交付する。 住民の申請に基づき、各種証明書を発行、交付する。 ……交付する証明書（電算化により交付するもの） ・住民票謄抄本(300円) ・住民票記載事項証明書(300円) ・戸籍の附票(300円) ・戸籍謄抄本(450円) ・除籍謄抄本(750円) ・原戸籍謄抄本(750円) ・受理証明書(350円) ・身分証明書(300円) …… 電算化によらず、手作業で交付する証明書 ・登録済証明書（外国人）(300円) ・臨時運行許可証(750円) ・死亡診断書写し(350円) ・住民票記載事項証明書（住民が記載をした内容を証明する場合）(300円) ・受理証明書（法務省令で定める上質紙を用いる場合）(1,400円)	同一。			現行どおりとする。	



専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-25窓口業務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
24	<p>郵送による諸請求に関する事務 事情により直接来庁して証明書交付申請を行なう事ができない住民についても、諸証明の交付をおこなうため。 申請書、手数料、返信用封筒を受付け、住民が必要とする諸証明を滞り無く交付する。 交付する証明書 ・住民票謄抄本 ・住民票記載事項証明書 ・戸籍の附票 ・戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 ・原戸籍謄抄本 ・死亡診断書写し ・受理証明書 ・身分証明書 ・資産証明書 ・名寄帳写し ・地積図の写し ・軽自動車納税証明書 ・納税証明書 ・所得証明書 ・所得課税証明書 ・公課証明書</p>	<p>郵送による諸請求に関する事務 事情により直接来庁して証明書交付申請を行なう事ができない住民についても、諸証明の交付をおこなうため。 申請書、手数料、返信用封筒を受付け、住民が必要とする諸証明を滞り無く交付する。 交付する証明書 ・住民票謄抄本 ・住民票記載事項証明書 ・戸籍の附票 ・戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 ・原戸籍謄抄本 ・死亡診断書写し ・受理証明書 ・身分証明書 ・資産証明書 ・名寄帳写し ・地積図の写し ・軽自動車納税証明書 ・納税証明書 ・所得証明書 ・所得課税証明書 ・公課証明書</p>		同一。		現行どおりとする。	
25	<p>公簿の閲覧に関する事務 住民基本台帳など公簿の閲覧を希望する者に、支障無く閲覧を可能とするため。 閲覧の申請を受付け、閲覧内容を確認、件数に応じた手数料を徴収する。 審査基準 ・個人情報保護条例に反しないこと ・不当な目的によらないこと</p>	<p>公簿の閲覧に関する事務 住民基本台帳など公簿の閲覧を希望する者に、支障無く閲覧を可能とするため。 閲覧の申請を受付け、閲覧内容を確認、件数に応じた手数料を徴収する。 審査基準 ・個人情報保護条例に反しないこと ・不当な目的によらないこと</p>		同一。		現行どおりとする。	
26	<p>年金窓口事務 国民年金の資格に関する届出を受付け、処理することで住民の年金資格の適正な適用をはかる。 国民年金の資格取得・変更・喪失に際して、申出を受付け、場合に応じた適正な処理をおこなう。また、窓口において年金制度への周知と理解を徹底する。 事務の流れ 年金取得等申請受付 証明書等で日付を確認、入力処理、必要に応じて説明 社会保険事務所へ報告</p>	<p>年金窓口事務 国民年金の資格に関する届出を受付け、処理することで住民の年金資格の適正な適用をはかる。 国民年金の資格取得・変更・喪失に際して、申出を受付け、場合に応じた適正な処理をおこなう。また、窓口において年金制度への周知と理解を徹底する。 事務の流れ 年金取得等申請受付 証明書等で日付を確認、入力処理、必要に応じて説明 社会保険事務所へ報告</p>		同一。		現行どおりとする。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見 文夫	ワーキンググループ名	窓口業務	責任者	小村 敏栄
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25-25窓口業務	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
27	<p>国民年金保険料免除関係事務 所得等の理由により、保険料納付が困難な者についても、将来の年金を受け取る事ができるよう免除申請を受付ける。 一般免除申請...免除申請を受付け、所得を審査後、社会保険事務所へ送付する。 学生免除申請...学生で収入のない者について、申請を受付ける。所得状態など確認の上、申請書を社会保険事務所へ送付する。 免除制度への周知と理解の徹底をはかり、免除対象となりうる者の掘り起こしを行なう。 事務の流れ 免除申請受理 審査 社会保険事務所へ送付</p>	<p>国民年金保険料免除関係事務 所得等の理由により、保険料納付が困難な者についても、将来の年金を受け取る事ができるよう免除申請を受付ける。 一般免除申請...免除申請を受付け、所得を審査後、社会保険事務所へ送付する。 学生免除申請...学生で収入のない者について、申請を受付ける。所得状態など確認の上、申請書を社会保険事務所へ送付する。 免除制度への周知と理解の徹底をはかり、免除対象となりうる者の掘り起こしを行なう。 事務の流れ 免除申請受理 審査 社会保険事務所へ送付</p>	同一。				現行どおりとする。
28	<p>障害基礎年金関係事務 身体あるいは精神などに障害を持つ者への保証となる障害年金を受け取ることが出来るよう、申請を適正に受付ける。 診断書と共に障害年金申請書を受付け、適正な審査の上受理、遅延無く社会保険事務所へ送付する。障害年金制度への周知と徹底をはかる。 事務の流れ 請求書、診断書受付 審査 社会保険事務所へ送付</p>	<p>障害基礎年金関係事務 身体あるいは精神などに障害を持つ者への保証となる障害年金を受け取ることが出来るよう、申請を適正に受付ける。 診断書と共に障害年金申請書を受付け、適正な審査の上受理、遅延無く社会保険事務所へ送付する。障害年金制度への周知と徹底をはかる。 事務の流れ 請求書、診断書受付 審査 社会保険事務所へ送付</p>	同一。				現行どおりとする。
29	<p>老齢福祉年金関係事務 明治44年4月1日以前に生まれた者に支給される老齢福祉年金が、受給権者に適正に支給されるため。 4月、8月、12月の支給月に合わせて、年金の証書の受付と社会保険事務局への送付、受給者への通知をおこなう。 事務の流れ 年金支給決定通知（受給者へ受取の案内） 年金受取済み受給者の年金証書預かり 証書を鳥取社会保険事務局へ送付</p>	<p>老齢福祉年金関係事務 明治44年4月1日以前に生まれた者に支給される老齢福祉年金が、受給権者に適正に支給されるため。 4月、8月、12月の支給月に合わせて、年金の証書の受付と社会保険事務局への送付、受給者への通知をおこなう。 事務の流れ 年金支給決定通知（受給者へ受取の案内） 年金受取済み受給者の年金証書預かり 証書を鳥取社会保険事務局へ送付</p>	同一。				現行どおりとする。
30	<p>敬老年金関係事務 老齢福祉年金受給権者が、老齢福祉年金の支給停止となったために給付される敬老年金が、支障なく給付されるため。 老齢福祉年金支給停止中の受給権者へ、県からの交付金を交付。平成10年度以降岸本町では該当者なし。</p>	<p>敬老年金関係事務 老齢福祉年金受給権者が、老齢福祉年金の支給停止となったために給付される敬老年金が、支障なく給付されるため。 老齢福祉年金支給停止中の受給権者へ、県からの交付金を交付。平成10年度以降溝口町では該当者なし。</p>	同一。				現行どおりとする。

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業(事務関係)	責任者	伊澤靖成
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-31土木建設事業		備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
1	道路の占用許可事務 占用の許可基準 道路の占用が道路の敷地外に余地がないため止むを得ないものであり、次の事項が政令で定める基準に適合する場合に道路敷地の使用を認めるもの。 道路の占用の期間、道路の占用の場所、工作物物件又は施設の構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法	道路の占用許可事務 占用の許可基準 道路の占用が道路の敷地外に余地がないため止むを得ないものであり、次の事項が政令で定める基準に適合する場合に道路敷地の使用を認めるもの。 道路の占用の期間、道路の占用の場所、工作物物件又は施設の構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法		両町とも占用許可の基準は同じであり、課題問題点なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。	
2	道路占用料徴収事務 町道の占用物件について占用料を徴収する。徴収は年度末に行う。	道路占用料徴収事務 町道の占用物件について占用料を徴収する。徴収は年度末に行う。		両町とも占用料単価は同じであり、徴収の時期も同じ(年度末)である。 課題・問題点なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。	
3		防衛施設周辺障害防止対策事業 自衛隊の日光演習場に起因する災害を未然に防ぐための対策を図る。 演習場周辺の障害を防止するために、ダム・流路工を建設して周辺の安全を確保する。 (事業費全額国庫支出金)		溝口町だけの事業である。		現行どおり新町に引き継ぐ	
4	河川維持管理事業(一二級河川樋門管理) 日野川水系樋門点検及び操作委託業務 (日野川河川事務所から委託を受けた町が個人及び団体に樋門操作等の委嘱をする。委託料は全額国・県負担)	河川維持管理事業(一級河川樋門管理) 日野川水系樋門点検及び操作委託業務 (日野川河川事務所から委託を受けた町が個人及び団体に樋門操作等の委嘱をする。委託料は全額国負担)		それぞれ樋門操作委託契約を結ぶ。 日野川河川事務所分 日野川 岸本町9箇所、溝口町1箇所 米子地方県土整備局分 清山川 岸本町3箇所 課題問題点なし		現行どおり新町に引き継ぐ	
5	屋外広告物の許可事務 景観保護等のため条例で定める区域について、屋外広告物の許可、変更、廃止。手数料の徴収を行う。 許可申請書が基準を満たしている場合、許可を行い、手数料を徴収する。 許可基準は鳥取県屋外広告物条例施行規則による。	屋外広告物の許可事務 景観保護等ため条例で定める区域について、屋外広告物の許可、変更、廃止。手数料の徴収を行う。 許可申請書が基準を満たしている場合、許可を行い、手数料を徴収する。 許可基準は鳥取県屋外広告物条例施行規則による。		鳥取県屋外広告物条例に基づき許可事務を行う。 課題・問題点なし。		現行どおり新町に引き継ぐ	
6	大型特種車両の通行許可事務 道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、大型特殊車両については、事前に通行に関する申請書の提出を求め審査するもの。許可に当たっては、必要に応じ条件を附す。	大型特種車両の通行許可事務 道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、大型特殊車両については、事前に通行に関する申請書の提出を求め審査するもの。許可に当たっては、必要に応じ条件を附す。		道路法第47条の2、車両制限令に基づく許可事務であり、課題問題点なし。		現行どおり新町に引き継ぐ	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						幹事会専決案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田正雄	ワーキンググループ名	諮問機関の取扱い	責任者	清水
合併協定項目	20諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>固定資産評価審査委員会</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格に不服のある納税義務者が、審査申出を行った場合、審査・決定を行い、納税者の権利の保全と、適正な課税の実施を推進する。</p> <p>委員定数 委員長1名（任期1年）・委員2名（任期3年）・書記1名 委員報酬 委員長5,500円・委員5,300円 事案がない場合には開催していない。</p>	<p>固定資産評価審査委員会</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格に不服のある納税義務者が、審査申出を行った場合、審査・決定を行い、納税者の権利の保全と、適正な課税の実施を推進する。</p> <p>委員定数 委員長1名（任期1年）・委員2名（任期3年） 委員報酬 委員長6,000円・委員5,500円 事案がない場合でも年1回定期開催している。</p>		<p>委員報酬が異なっている。</p> <p>委員定数の取扱い （地方税法第423条の規定では3名以上） 固定資産評価委員会の開催回数が異なっている。</p>		<p>委員報酬は、合併までに調整する。 （調整は、別途一括して事務局が提案。）</p> <p>委員定数は、現行どおり新町に引き継ぐ</p> <p>委員会開催は、溝口町の例による。 （固定資産評価委員会の開催について、合併後は事案が無い場合でも年1回定期開催する。）</p>	